

平成30年5月15日

川田 裕 殿

日本維新の会奈良県総支部

幹事長 森 本 尚 順

通 告

貴殿を期限付き離党勧告処分とする

本支部は、総支部規約第22条に則り、貴殿が日本維新の会奈良県総支部所属の特別党員でありながら、本支部と密接な関係の政治団体「なら維新の会」に関する一連の行為について、本支部党紀規則第2条第2号ハ、第3号ロ、ハに規定する行為に該当すると判断し、同規則第3条第1項の規定に基づき平成30年5月15日付けで貴殿を「期限付き離党勧告」処分とするので、離党届を平成30年6月5日までに本支部幹事長あてに提出されたい。

なお、期限内に離党届の提出がない場合は、期限日の翌日である平成30年6月6日付けで除名処分とする。

この処分に不服がある場合は、本通知が行われた後1週間以内に、幹事長へ不服の論拠を記した書面をもって不服の申立てができる。